

## 8 事故等への対応

以下に示すような、大気中へのアスベスト飛散等につながる事態が確認された場合は、直ちに作業を中止して必要なアスベスト飛散防止措置を講じるとともに、速やかに関係官公庁、工事の発注者等に連絡してください。



壁の中にクロシドライト（青石綿）が吹き付けられていた例（国マニュアルより）

### 大気中へのアスベスト飛散等に繋がる事態の例

- 解体等工事中に未確認のレベル1～2建材（疑いを含む）を発見した
- 除去等作業中の特定粉じん濃度測定の結果において、総繊維数濃度（又はアスベスト繊維数濃度）が1本/Lを超過した

→ いずれの場合も、直ちに作業場周辺の隔離養生等の飛散防止措置や点検を講じるとともに、札幌市環境局環境対策課等へ連絡してください（「2.1 関係法令等」参照）。